
令和6年度第5回岩手県公共事業評価専門委員会

日 時 令和7年2月10日（月）11：00～11：30

場 所 岩手県庁 11階 会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

（1）公共事業評価実施要領及び評価基準の一部改正について

（2）その他

3 閉 会

岩手県公共事業評価専門委員会委員 第5回委員会名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
石 川 奈 緒	岩手大学理工学部 准教授	土木環境	副専門委員長
伊 藤 幸 男	岩手大学農学部 准教授	林政学	
清 水 真 弘	清水真弘事務所 公認会計士・税理士	企業会計	
谷 本 真 佑	岩手大学理工学部 准教授	交通工学	Web参加
松 林 由 里 子	岩手大学理工学部 助教	海岸工学 水工学	
武 藤 由 子	岩手大学農学部 准教授	農業土木	専門委員長

(敬称略)

令和6年度第5回岩手県公共事業評価専門委員会

配付資料一覧

- 資料 No. 1 公共事業評価実施要領及び評価基準の一部改正について
- 資料 No. 2 新旧対照表
- 資料 No. 3 評価基準改正に係る説明資料（河川課）
- 参考資料1 令和6年度政策評価結果等の政策等への反映状況（公共事業評価分）について
- 参考資料2 令和7年度岩手県公共事業評価専門委員会の開催予定について

公共事業評価実施要領及び評価基準の一部改正について

1. 公共事業評価実施要領の一部改正について

公共事業評価実施要領で定める対象事業について、一部改正を行うもの。なお、施設の維持管理を目的とする事業箇所については、それぞれ評価対象外となるもの。

(1) 治山事業

国において事業の統廃合及び改称を行ったことから、次の事業を整理するもの。

(改正前)

(改正後)

- ・ 流木防止総合対策事業 —————> ・ (削除)
- ・ 地域防災対策総合治山事業 —————> ・ 緊急防災減災対策総合治山事業
- ・ 山地防災力強化総合対策事業 —————> ・ (削除)

(2) 河川事業

国庫補助事業である「統合河川環境整備事業」を対象事業として追加するもの。

(追加事業)

- ・ 統合河川環境整備事業

2. 公共事業評価に係る評価基準の一部改正について

公共事業評価に係る評価基準で定める対象事業について、一部改正を行うもの。

(1) 治山事業

国において事業の統廃合及び改称を行い、上記1のとおり実施要領を改正することから、併せて別記1及び関連一覧表を改正するもの。

(改正前)

(改正後)

- ・ 流木防止総合対策事業 —————> ・ (削除)
- ・ 地域防災対策総合治山事業 —————> ・ 緊急防災減災対策総合治山事業
- ・ 山地防災力強化総合対策事業 —————> ・ (削除)

(2) 河川事業

【対象事業：「水辺環境再生事業」及び「統合河川環境整備事業」】

従前、公共空間である河川の敷地について「良好な河川環境の保全と適正な利用」の観点から利用基準等が定められていたところ、地域社会での利用や営業活動に伴う利用に対する要望が高まっている。このような、河川空間の利用に対する社会情勢の変化を踏まえ、国の河川空間利用に係る方針変更と歩調を合わせ、評価指標等を改正するもの。

《改正の内容》

ア 対象事業の追加

これまで県単独事業である「水辺環境再生事業」を対象としていたところ、事業の性質が類似する国庫補助事業の「統合河川環境整備事業」を対象事業に追加する。

イ 評価項目の配点見直し

「水辺環境再生事業」の評価項目配点について、河川空間の利用に対する社会情勢の変化を

踏まえ、次のとおり改正する。また、今回対象事業として追加する「統合河川環境整備事業」の評価項目配点については、今回改正する「水辺環境再生事業」と同様の配点とする。

- ◆必要性…河川の利活用を促進する事業という特性から、必要性に関する配点を増やす（25点→30点）。
- ◆重要性…近年の社会情勢の変化を考慮し、現状に馴染まない指標を削除することから、配点を減ずる（15点→10点）。
- ◆緊急性、効率性、熟度…配点の変更無し（10～40点）

※参考 改定対象となる河川事業の配点一覧
(現行)

河川事業 評価項目	水辺環境再生事業
必要性	25点
重要性	15点
緊急性	10点
効率性	40点
熟度	10点
合計	100点



(今回改定)

河川事業 評価項目	水辺環境再生事業 ・統合河川環境整備事業
必要性	30点 (+5点)
重要性	10点 (-5点)
緊急性	10点
効率性	40点
熟度	10点
合計	100点

3. 施行日

令和7年4月1日

※詳細は別添新旧対照表のとおり。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">公共事業評価実施要領</p> <p>第1～第14 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則（令和6年11月7日政第103号） この要領は、令和6年11月7日から施行する。</p> <p>（様式1）～（様式14） [略]</p>	<p style="text-align: center;">公共事業評価実施要領</p> <p>第1～第14 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則（令和6年11月7日政第103号） この要領は、令和6年11月7日から施行する。 <u>附 則（令和7年●月●日政第■号）</u> <u>この要領は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>（様式1）～（様式14） [略]</p>
<p>備考 ・改正部分は下線の部分</p>	

新旧対照表（公共事業評価実施要領）

改正前	
公共事業評価実施要領	
別表 1	
公共事業評価対象事業一覧	
※令和5年4月1日から施行する	
農林水産部	
番号	事業名
1	かんがい排水事業
2	農業用水再編対策事業
3	地域水田農業支援排水対策特別事業
4	経営体育成基盤整備事業(※)
5	土地改良総合整備事業
6	畑地帯総合整備事業
7	中山間地域総合整備事業(生産基盤)(※)
8	中山間地域総合整備事業(生活、一般、広域)
9	農地環境整備事業
10	農道整備事業(※)
11	地域用水環境整備事業
12	ふるさと水と土ふれあい事業
13	防災ダム事業
14	水質保全対策事業
15	農村災害対策整備事業
16	農村地域防災減災事業
17	復旧治山事業
18	緊急予防治山事業
19	地すべり防止事業
20	防災林造成事業
21	保安林総合改良事業
22	流域保全総合治山事業
23	山地災害重点地域総合対策事業
24	流木防止総合対策事業
25	予防治山事業
26	地域防災対策総合治山事業
27	機能強化・老朽化対策事業(※)
28	森林土木効率化等技術開発事業
29	林地荒廃防止事業
30	山地防災力強化総合対策事業

番号	事業名
31	共生保安林整備事業
32	保安林管理道整備事業
33	県単治山事業(崩壊地復旧)
34	林道整備事業
35	漁港整備事業(※)
36	漁場整備事業(※)
37	漁業集落環境整備事業
38	漁港環境整備事業(※)
39	漁港関連道整備事業
40	海岸高潮対策事業(農村振興局、水産庁)(※)

(※) 施設の維持管理を目的とする事業箇所について評価対象外

改正後	
公共事業評価実施要領	
別表 1	
公共事業評価対象事業一覧	
※令和7年4月1日から施行する	
農林水産部	
番号	事業名
1	かんがい排水事業
2	農業用水再編対策事業
3	地域水田農業支援排水対策特別事業
4	経営体育成基盤整備事業(※)
5	土地改良総合整備事業
6	畑地帯総合整備事業
7	中山間地域総合整備事業(生産基盤)(※)
8	中山間地域総合整備事業(生活、一般、広域)
9	農地環境整備事業
10	農道整備事業(※)
11	地域用水環境整備事業
12	ふるさと水と土ふれあい事業
13	防災ダム事業
14	水質保全対策事業
15	農村災害対策整備事業
16	農村地域防災減災事業
17	復旧治山事業
18	緊急予防治山事業
19	地すべり防止事業
20	防災林造成事業
21	保安林総合改良事業
22	流域保全総合治山事業
23	山地災害重点地域総合対策事業
24	(削除)
24	予防治山事業
25	緊急防災減災対策総合治山事業
26	機能強化・老朽化対策事業(※)
27	森林土木効率化等技術開発事業
28	林地荒廃防止事業
29	(削除)
29	共生保安林整備事業
30	保安林管理道整備事業

(※) 施設の維持管理を目的とする事業箇所について評価対象外

新旧対照表（公共事業評価実施要領）

公共事業評価対象事業一覧

※令和5年4月1日から施行する

県土整備部

番号	事業名
1	地域連携道路整備事業(ネットワーク形成型)
2	地域連携道路整備事業(地域密着型)
3	地域道路整備事業(地域密着型)
4	道路環境改善事業(交通安全施設整備)
5	交通安全施設整備事業(交通安全施設整備)(※)
6	道路環境改善事業(交通安全施設整備(自転車道))
7	交通安全施設整備事業(交通安全施設整備(道の駅))
8	道路環境改善事業(無電柱化推進)
9	道路環境改善事業(災害防除)(※)
10	道路災害防除事業(※)
11	道路環境改善事業(防雪・凍雪害防止)(※)
12	凍雪害対策事業(※)
13	県単凍雪害対策事業(※)
14	地域連携道路整備事業(市町村道代行整備)
15	広域河川改修事業
16	総合流域防災事業(河川)
17	床上浸水対策特別緊急事業(河川)
18	治水施設整備事業
19	水辺環境再生事業
20	海岸高潮対策事業(水管理・国土保全局、港湾局)(※)
21	津波危機管理対策緊急事業(水管理・国土保全局、港湾局)(※)
22	三陸高潮対策事業(※)
23	海岸環境整備事業(水管理・国土保全局、港湾局)
24	海岸侵食対策事業(水管理・国土保全局、港湾局)
25	床上浸水対策特別緊急事業(三高)
26	河川総合開発事業(多目的ダム)
27	河川総合開発事業(治水ダム)
28	河川総合開発事業(治水専用ダム)
29	通常砂防事業
30	総合流域防災事業(砂防)

(※)施設の維持管理を目的とする事業箇所について評価対象外

別表2 [略]

備考 ・事業の追加、統廃合及び改称 ・改正部分は下線の部分

公共事業評価対象事業一覧

※令和7年4月1日から施行する

県土整備部

番号	事業名
1	地域連携道路整備事業(ネットワーク形成型)
2	地域連携道路整備事業(地域密着型)
3	地域道路整備事業(地域密着型)
4	道路環境改善事業(交通安全施設整備)
5	交通安全施設整備事業(交通安全施設整備)(※)
6	道路環境改善事業(交通安全施設整備(自転車道))
7	交通安全施設整備事業(交通安全施設整備(道の駅))
8	道路環境改善事業(無電柱化推進)
9	道路環境改善事業(災害防除)(※)
10	道路災害防除事業(※)
11	道路環境改善事業(防雪・凍雪害防止)(※)
12	凍雪害対策事業(※)
13	県単凍雪害対策事業(※)
14	地域連携道路整備事業(市町村道代行整備)
15	広域河川改修事業
16	総合流域防災事業(河川)
17	床上浸水対策特別緊急事業(河川)
18	治水施設整備事業
19	水辺環境再生事業
20	総合河川環境整備事業
21	海岸高潮対策事業(水管理・国土保全局、港湾局)(※)
22	津波危機管理対策緊急事業(水管理・国土保全局、港湾局)(※)
23	三陸高潮対策事業(※)
24	海岸環境整備事業(水管理・国土保全局、港湾局)
25	海岸侵食対策事業(水管理・国土保全局、港湾局)
26	床上浸水対策特別緊急事業(三高)
27	河川総合開発事業(多目的ダム)
28	河川総合開発事業(治水ダム)
29	河川総合開発事業(治水専用ダム)
30	通常砂防事業

(※)施設の維持管理を目的とする事業箇所について評価対象外

別表2 [略]

新旧対照表（公共事業評価に係る実施基準について）

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">公共事業評価に係る評価基準について</p> <p>「公共事業評価実施要領（平成 16 年 4 月 22 日制定）」第 5 の規定に基づき公共事業評価に係る評価基準を次のとおり定める。</p> <p>1 公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点（別記 1） [略] <u>（令和 5 年 3 月 17 日一部改正、令和 5 年 4 月 1 日から施行）</u> なお、対象となる事業は下記のとおり 【農林水産部所管】 [略] (10) 復旧治山事業、緊急予防治山事業、山地災害重点地域総合対策事業、<u>流木防止総合対策事業</u>、予防治山事業、<u>地域防災対策総合治山事業</u>、<u>県単治山事業（崩壊地復旧）</u>、<u>山地防災力強化総合対策事業</u>、森林土木効率化等技術開発事業、機能強化・老朽化対策事業、林地荒廃防止事業 [略] 【県土整備部所管】 [略] (12) 水辺環境再生事業 [略] 2～3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">公共事業評価に係る評価基準について</p> <p>「公共事業評価実施要領（平成 16 年 4 月 22 日制定）」第 5 の規定に基づき公共事業評価に係る評価基準を次のとおり定める。</p> <p>1 公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点（別記 1） [略] <u>（令和●年●月●日一部改正、令和 7 年 4 月 1 日から施行）</u> なお、対象となる事業は下記のとおり 【農林水産部所管】 [略] (10) 復旧治山事業、緊急予防治山事業、山地災害重点地域総合対策事業、<u>（削除）</u>予防治山事業、<u>緊急防災減災対策総合治山事業</u>、県単治山事業（崩壊地復旧）、<u>（削除）</u>森林土木効率化等技術開発事業、機能強化・老朽化対策事業、林地荒廃防止事業 [略] 【県土整備部所管】 [略] (12) 水辺環境再生事業、<u>統合河川環境整備事業</u> [略] 2～3 [略]</p>
<p>備考 ・事業の統廃合及び改称 ・改正部分は下線の部分</p>	

新旧対照表（公共事業評価に係る実施基準について）

改正前		改正後			
別記1 関連		別記1 関連			
公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点 農林水産部(治山)		公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点 農林水産部(治山)			
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 【山地災害の復旧及び予防】 ・復旧治山事業 ・緊急予防治山事業 ・山地災害重点地域総合対策事業 ・洪水防止総合対策事業 ・予防治山事業 ・地域防災対策総合治山事業 ・県単治山事業(崩壊地復旧) ・山地防災力強化総合対策事業 ・森林土木効率化等技術開発事業 ・機能強化・老朽化対策事業 ・林地荒廃防止事業 	対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 【山地災害の復旧及び予防】 ・復旧治山事業 ・緊急予防治山事業 ・山地災害重点地域総合対策事業 ・(削除) ・予防治山事業 ・緊急防災減災対策総合治山事業 ・県単治山事業(崩壊地復旧) ・(削除) ・森林土木効率化等技術開発事業 ・機能強化・老朽化対策事業 ・林地荒廃防止事業 		
評価項目	評価指標	区分	配点	備考	
必要性 (20点)	(1)保全対象 ①人家戸数(8点)	・20戸以上	8		
		・10戸～19戸	6		
	・5戸～9戸	4			
	・1戸～4戸	2			
	②公共施設(4点)	・2箇所以上	4		
		・1箇所	2		
③道路等(4点)	・国道、県道、鉄道	4			
	・市町村道	2			
	・その他道路	1			
④河川(4点)	・1級河川	4			
	・2級河川	2			
	・その他河川	1			
重要性 (10点)	(1)災害履歴 (5点)	・著しい	5		
		・あり	3		
	(2)他事業等との連携 (5点)	・あり	5		
緊急性 (40点)	主に山腹工事の場合	(1)山腹崩壊危険度 ①山腹の状況(16点)	・明瞭な亀裂、陥没、異常な地下水等あり	16	
			・亀裂、陥没等あり	12	
		②森林の状況(6点)	・無立木地	6	
			・幼・老齢林、疎林	4	
			・その他	2	
	③斜面の傾斜(6点)	・30度以上	6		
		・25度～29度	4		
			2		
	④断層等の有無(6点)	・活断層	6		
		・断層あり	4		
⑤落石の危険性(6点)	・著しい	6			
	・あり	4			
主に溪間工事の場合	(1)崩壊土砂流出危険度 ①山腹崩壊危険度評点(16点)	・20点以上(A)	16	山腹崩壊危険度 ①～⑤の合計点 で判定	
		・12点～19点(B)	12		
		・12点未満(C)	8		
	②荒廃発生源直下の溪床勾配(8点)	・14度以上	8		
		・9度～13度	6		
	・9度未満	4			
③平均溪床勾配(8点)	・11度以上	8			
	・5度～10度	6			
	・5度未満	4			
④溪流の荒廃(8点)	・著しい	8			
	・あり	6			
緊急性 (40点)	主に山腹工事の場合	(1)山腹崩壊危険度 ①山腹の状況(16点)	・明瞭な亀裂、陥没、異常な地下水等あり	16	
			・亀裂、陥没等あり	12	
		②森林の状況(6点)	・無立木地	6	
			・幼・老齢林、疎林	4	
			・その他	2	
	③斜面の傾斜(6点)	・30度以上	6		
		・25度～29度	4		
			2		
	④断層等の有無(6点)	・活断層	6		
		・断層あり	4		
⑤落石の危険性(6点)	・著しい	6			
	・あり	4			
主に溪間工事の場合	(1)崩壊土砂流出危険度 ①山腹崩壊危険度評点(16点)	・20点以上(A)	16	山腹崩壊危険度 ①～⑤の合計点 で判定	
		・12点～19点(B)	12		
		・12点未満(C)	8		
	②荒廃発生源直下の溪床勾配(8点)	・14度以上	8		
		・9度～13度	6		
	・9度未満	4			
③平均溪床勾配(8点)	・11度以上	8			
	・5度～10度	6			
	・5度未満	4			
④溪流の荒廃(8点)	・著しい	8			
	・あり	6			

(以下、表を省略)

(以下、表を省略)

備考 ・事業の改称及び削除 ・改正部分は下線の部分

新旧対照表（公共事業評価に係る実施基準について）

改正前								
別記1 関連								
公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点								
県土整備部(河川)								
対象事業	・水辺環境再生事業							
評価項目	評価指標	区分	配点					
必要性 (25点)	浄化以外	(1)河川利用人口 (14点)	・10,000人以上	14	利用者の範囲～駐車場有り=半径20km内 ～駐車場無し=半径2km内 利用者範囲内の40% 河川環境基本計画アンケートより			
			・5,000人以上 10,000人未満	12				
			・3,000人以上 5,000人未満	10				
			・1,000人以上 3,000人未満	8				
			・500人以上 1,000人未満	6				
			・100人以上 500人未満	4				
			・100人未満	0				
			浄化事業	(1) 河川の場合における水質 【BOD】の指標 （14点）		・BOD 5超	14	【参考】 BOD 8以下 D類型 BOD 5以下 C類型 BOD 3以下 B類型 BOD 2以下 A類型 BOD 1以下 AA類型
						・BOD 3超 5以下	12	
						・BOD 2超 3以下	7	
・BOD 1超 2以下	5							
・BOD 1以下	0							
(1) 湖沼の場合における水質 【COD】の指標 （14点）	・COD 5超	14			【参考】 COD 8以下 C類型 COD 5以下 B類型 COD 3以下 A類型 COD 1以下 AA類型			
	・COD 3超 5以下	12						
	・COD 1超 3以下	7						
	・COD 1以下	0						
	共通項目	(2)河川環境整備等の場合 イベント実施回数 (2点)				・年2回以上	2	
			・年1回	1				
			・なし	0				
			(3)河川環境整備等の場合 高齢人口割合 (2点)	・25%以上		2	※25%：県平均(H18 岩手県人口移動報告年報)	
				・25%未満		1		
	(4)河川環境整備等の場合 市町村の公園整備状況 (2点)	・10m2以上	2	1人当たり公園面積				
・10m2未満		1						
重要性 (15点)	(1)総合計画上の位置付け (5点)	・「総合計画」の主要な指標の向上に寄与：あり	5	指標：水辺環境施設の整備数。				
		・「総合計画」の主要な指標の向上に寄与：なし	0					
		(2)河川環境基本計画上 の位置付け (5点)	・拠点地区		5			
			・親水、景観、整備ゾーン ・自然型ゾーン他		0			
(3)市町村等のプロジェクトの有無 (5点)	・あり	5	・市町村等が自ら行うプロジェクトを支援する事業か					
	・なし	0						
緊急性 (10点)	浄化以外	(1)類似施設の有無 (5点)	・同一河川における類似施設の状況 なし	5				
		・同一河川における類似施設の状況 あり	2					

(以下、表を省略)

改正後								
別記1 関連								
公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点								
県土整備部(河川)								
対象事業	・水辺環境再生事業 ・統合河川環境整備事業							
評価項目	評価指標	区分	配点					
必要性 (30点)	浄化以外	(1)河川利用回数(18点)	・100,000回以上	18	東北地方の沿川市町村人口から みた年間平均利用回数1.6回/人 (※)×沿川市町村人口から算出			
			・50,000回以上 100,000回未満	15				
			・30,000回以上 50,000回未満	12				
			・20,000回以上 30,000回未満	10				
			・10,000回以上 20,000回未満	8				
			・5,000回以上 10,000回未満	5				
			・3,000回以上 5,000回未満	3				
			・3,000回未満	0				
			浄化事業	(1)河川の場合における水質 【BOD】の指標(18点)		・BOD 5mg/L超	18	【参考】 BOD 10mg/L以下 E類型 BOD 8mg/L以下 D類型 BOD 5mg/L以下 C類型 BOD 3mg/L以下 B類型 BOD 2mg/L以下 A類型 BOD 1mg/L以下 AA類型
						・BOD 3mg/L以上 5mg/L以下	15	
・BOD 2mg/L以上 3mg/L以下	10							
・BOD 1mg/L以上 2mg/L以下	5							
・BOD 1mg/L以下	0							
(1) 湖沼の場合における水質 【COD】の指標(18点)	・COD 8mg/L超	18			【参考】 COD 8以下 C類型 COD 5以下 B類型 COD 3以下 A類型 COD 1以下 AA類型			
	・COD 5mg/L以上 8mg/L以下	15						
	・COD 3mg/L以上 5mg/L以下	10						
	・COD 1mg/L以上 3mg/L以下	5						
	・COD 1mg/L以下	0						
	共通項目	(2)河川環境整備等の場合 イベント実施回数 (5点)	・年5回以上	5				
			・年4回	4				
			・年3回	3				
			・年2回	2				
			・年1回	1				
重要性 (10点)	(1)総合計画上の位置付け (5点)	・「総合計画」の主要な指標の向上に寄与	5	指標：水辺環境施設の整備数。				
		・「総合計画」の主要な指標の向上に寄与	0					
		(2)市町村等のプロジェクトの有無 (5点)	・あり		5	・市町村等が自ら行うプロジェクトを支援する事業か		
			・なし		0			
緊急性 (10点)	浄化以外	(1)類似施設の有無 (5点)	・同一河川における類似施設の状況 なし	5				
		・同一河川における類似施設の状況 あり	2					

(以下、表を省略)

備考 ・事業の追加 ・改正部分は下線の部分

【公共事業評価】 評価基準改正に係る説明について

令和7年2月10日（月）
岩手県県土整備部河川課

目 次

改正の背景・理由・内容について	11
<参考資料>改正の対象となる事業について	12
改正内容①対象事業の追加、評価項目の配点見直し	13
改正内容② 評価指標・配点	14

改正の背景・理由・内容について

1 改正の背景・理由

公共空間である河川の利用については、国土交通省（旧：建設省）より平成11年8月に通達された「**河川敷地占用許可準則**（以下、「**準則**」という。）」に則り、**良好な河川環境の保全と適正な利用**が図られていた。

その後、河川空間を活用した**まちづくり**や、**地域づくり**を推進する動きが全国各地で起こったことに伴い、**河川敷地利用の選択の幅を広げる**ことにより、地域社会における**動きを支援**する等、河川敷地の**多様な利用の推進**が図れるよう、平成17年3月に**準則が改正**されている。

このほか、営業活動を行う事業者等も河川敷地をより有効に利用できるよう、平成23年、平成28年に準則の改正が行われてきたところである。

こうした河川空間の利用に関する**社会情勢の変化**を踏まえ、本県が今後実施する河川環境の保全・復元、良好な水辺環境の提供を目的とした公共事業において、**より適正な事業評価**を行うべく**評価指標等を改正**するものである。

2 改正内容

河川環境の保全・復元、良好な水辺環境の提供を目的とした公共事業（水辺環境再生事業、統合河川環境整備事業）の**評価指標及び配点**の見直し。

<河川敷地占用許可準則の変遷>

河川敷地の占用許可について
（平成11年8月通達）

- 準則第一について

河川は公共用物であり、また、平成9年度の河川法（中略）の改正を踏まえ、河川敷地の占用許可は、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持されるとともに、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう行う必要がある。
（以下、略。）

河川敷地占用許可準則の一部改正について
（平成17年3月通達）

- 準則改正の背景について

河川空間を活用してまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、（中略）河川環境及び河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進が図られるよう準則を見直したものである。（以下、略。）

主な改正内容

- ・ 占用施設の種類を見直し。（6分類→8分類に拡大）

河川敷地占用許可準則の一部改正について
（平成23年3月通達）

- 準則改正の背景について

河川敷地占用における占有主体は、公共性、公益性を有する者等に限定されてきたところである。（中略）営業活動を行う事業者等による都市及び地域の再生等に資する河川敷地の利用を実施可能とするため、準則を改正するものである（以下、略。）

主な改正内容

- ・ 営業活動を行う事業者等による河川敷地占用を許可。（河川空間のオープン化）

河川敷地占用許可準則の一部改正について
（平成28年5月通達）

- 準則改正の背景について

今般、（中略）魅力ある水辺空間の創出を推進する観点から、民間による水辺での事業参入を促し、（中略）河川環境及び河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進が図られるよう準則を改正するものである。（以下、略。）

主な改正内容

- ・ 営業活動を行う事業者等の占用許可期間の延長。（3年以内→10年以内）

水辺環境再生事業（県単独事業）

○事業の目的

- ・地域住民へ良好な水辺環境の提供。
- ・子供達へ自然河川にふれあう場を提供。
- ・従来の河川が持つ豊かな自然環境の復元。

○事業の内容

- ・親水護岸、散策路、築堤等の河川管理施設の整備。

○事業導入実績

- ・H16実施 5箇所（諸葛川 他）
- ・H17実施 5箇所（諸葛川 他）
- ・H18実施 4箇所（神田川 他）
- ・H19実施 3箇所（和賀川 他）
- ・H20実施 1箇所（和賀川）

○整備状況



○地元住民の利活用状況



（出典 吸川をきれいにする会HP (<http://www.iwatewai.com/suikawa/>)）

統合河川環境整備事業（国庫補助事業）

○事業の目的

- ・良好な河川環境の保全・復元・創出。
- ・河川の水質や魚類の遡上・降下環境の改善。
- ・安心・安全な水辺空間の提供による地域活性化への支援。

○事業の内容

- ・管理用通路、親水護岸等の河川管理施設の整備。

○事業導入実績

- －（導入実績なし）



改正内容① 対象事業の追加、評価項目の配点見直し

1 対象事業の追加

これまで県単独事業である水辺環境再生事業を対象としていたが、事業の性質が類似する国庫補助事業（統合河川環境整備事業）においても、今後の事業化が見込まれることから対象事業へ追加する。

2 評価項目の配点見直し

各評価項目の配点については、次のとおり見直すこととする。

- ◆必要性…河川の利活用を促進する事業という特性から、必要性に関する配点を増やす（25点→30点）。
- ◆重要性…近年の社会情勢の変化を考慮し、現状に馴染まない指標を削除することから、配点を減ずる（15点→10点）。
- ◆緊急性、効率性、熟度…配点の変更無し（10～40点）。

※参考 改定対象となる河川事業の配点一覧

(現行)

河川事業 評価項目	・水辺環境再生事業
必要性	25点
重要性	15点
緊急性	10点
効率性	40点
熟度	10点
合計	100点



(今回改定)

河川事業 評価項目	・水辺環境再生事業 ・統合河川環境整備事業
必要性	30点 (+5点)
重要性	10点 (-5点)
緊急性	10点
効率性	40点
熟度	10点
合計	100点

改正内容② 評価指標・配点

3 評価指標及び配点について

<必要性（配点：25点→30点）>

評価項目	評価指標	区分	配点	備考	評価項目	評価指標	区分	配点	備考
必要性 (25点)	(1)河川利用人口(14点)	・10,000人以上	14	利用者の範囲～駐車場 有り=半径20km内 ～駐車場 無し=半径2km内 利用者範囲内の40% 河川環境基本計画アンケート より	必要性 (30点)	(1)河川利用回数(18点)	・100,000回以上	18	東北地方の沿州市町村人口からみた 年間平均利用回数1.6回/人(※) ×沿州市町村人口から算出
		・5,000人以上 10,000人未満	12				・50,000回以上 100,000回未満	15	
浄化以外	(1)河川の場合における水質【BOD】の指標(14点)	・BOD 5超	14	【参考】 BOD 8以下 D類型 BOD 5以下 C類型 BOD 3以下 B類型 BOD 2以下 A類型 BOD 1以下 AA類型	浄化以外	(1)河川の場合における水質【BOD】の指標(18点)	・BOD 5mg/L超	18	【参考】 BOD 10mg/L以下 B類型 BOD 8mg/L以下 D類型 BOD 5mg/L以下 C類型 BOD 3mg/L以下 B類型 BOD 2mg/L以下 A類型 BOD 1mg/L以下 AA類型
		・BOD 3超 5以下	12				・BOD 3mg/L以上 5mg/L以下	15	
浄化事業	(1')湖沼の場合における水質【COD】の指標(14点)	・COD 5超	14	【参考】 COD 8以下 C類型 COD 5以下 B類型 COD 3以下 A類型 COD 1以下 AA類型	浄化事業	(1')湖沼の場合における水質【COD】の指標(18点)	・COD 8mg/L超	18	【参考】 COD 8以下 C類型 COD 5以下 B類型 COD 3以下 A類型 COD 1以下 AA類型
		・COD 3超 5以下	12				・COD 5mg/L以上 8mg/L以下	15	
共通項目	(2)河川環境整備等の場合 イベント実施回数(2点)	・年2回以上	2	※25%:県平均(H18岩手県人口移動報告年報)	共通項目	(2)河川環境整備等の場合 イベント実施回数(2点)	・年6回以上	5	+3点
		・年1回	1				・年4回	4	
共通項目	(3)河川環境整備等の場合 高齢人口割合(2点)	・25%以上	2	※25%:県平均(H18岩手県人口移動報告年報)	共通項目	(3)河川環境整備等の場合 高齢人口割合(2点)	・年3回	3	-2点
		・25%未満	1				・年2回	2	
共通項目	(4)河川環境整備等の場合 市町村の公園整備状況(2点)	・10m2以上	2	1人当たり公園面積	共通項目	(4)河川環境整備等の場合 市町村の公園整備状況(2点)	・10m2以上	2	1人当たり公園面積
		・10m2未満	1				・10m2未満	1	
共通項目	(5)周辺小学校・福祉施設の有無(5点)	・両者有り	5	なし	共通項目	(5)周辺小学校・福祉施設の有無(5点)	・両者有り	5	合計 +5点
		・一方有り	3				・一方有り	3	
共通項目	(5)周辺小学校・福祉施設の有無(5点)	・なし	0	なし	共通項目	(5)周辺小学校・福祉施設の有無(5点)	・なし	0	

①算出方法の見直し・区分の細分化・配点の見直し

②配点・備考の見直し

③区分の細分化・配点の見直し

④評価指標の削除

①算出方法の見直し・区分の細分化・配点の見直し：(1) 河川利用回数
最新の河川空間利用実態調査(※1)の結果に基づき、算定方法を見直すもの(沿線市町村人口からみた年間平均利用回数1.6回/人×沿州市町村人口=河川利用回数)。
(※1) 河川水辺の国勢調査(河川空間利用実態調査編(R元年・国土交通省))

また、対象事業は河川利用に関するニーズを基に施設の整備を実施し、良好な水辺空間を提供することを目的としており、河川利用回数はニーズを把握する上で重要な指標となることから、区分を細分化し配点を見直し増とするもの。

②配点・備考の見直し：(1) 河川の場合における水質【BOD】の指標、(1') 湖沼の場合における水質【COD】の指標
①の配点との整合を図るため、配点を見直すもの。また、備考欄については現行の環境省基準を引用するもの。

③区分の細分化、配点の見直し：(2) 河川環境整備等の場合 イベント実施回数
イベント実施回数は河川利用機会の増加に関連し、必要性を評価するに相応しい指標と判断し、区分を細分化し配点を見直し増とするもの。

④評価指標の削除：(3) 河川環境整備等の場合 高齢人口割合
事業箇所における、高齢人口割合に応じたバリアフリーやユニバーサルデザインに係る取組みの必要性から定めたものであったが、現在、施設の整備を行う上でそうした取組みは必然化されていることを踏まえ、現行の評価指標は現状に馴染まない内容であると判断し、今回削除するもの。

改正内容② 評価指標・配点

3 評価指標及び配点について

<重要性（配点：15点→10点）>

評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考
重 要 性 (15点)	(1)総合計画上の位置付け(5点)	・「総合計画」の主要な指標の向上に寄与・あり	5	指標：水辺環境施設の整備数
		・「総合計画」の主要な指標の向上に寄与・なし	0	
	(2)河川環境基本計画上の位置づけ(5点)	・拠点地区	5	
		・親水、景観、整備ゾーン	3	
		・自然型ゾーン他	0	
(3)市町村等のプロジェクトの有無(5点)	・あり	5	市町村等が自ら行うプロジェクトを支援する事業か	
	・なし	0		

評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考
重 要 性 (10点)	(1)総合計画上の位置付け(5点)	・「総合計画」の主要な指標の向上に寄与・あり	5	
		・「総合計画」の主要な指標の向上に寄与・なし	0	
	(2)市町村等のプロジェクトの有無(5点)	・あり	5	
・なし		0		

⑤評価指標の削除

-5点

⑤評価指標の削除：(2) 河川環境基本計画上の位置づけ

現行の評価指標については、平成7年3月に策定した同計画を基に、事業箇所（区間）において、計画上定められたゾーン分類に応じて評価していたものであるが、河川利用に関する近年の社会情勢の変化により、河川空間の多様な利用の推進が求められてきている昨今の状況を踏まえ、今後はニーズに応じた施設の整備を実施していく方針であることから、現行の評価指標は現状に馴染まない内容であると判断し、今回削除するもの。

<緊急性（配点：変更無し（10点））>

評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考	
緊 急 性 (10点)	浄化以外(5点)	(1)類似施設の有無	5		
		・同一河川における類似施設の状況 なし	2		
	浄化事業(5点)	・同一河川における類似施設の状況 あり	2		
		(1)障害の有無	5		
	共通項目(5点)	・あり	5		臭い・汚濁物等の沈殿・藻等の異常発生による親水・上水・用水・下流域への障害
		・なし	0		
共通項目(5点)	(3)他事業計画・施設等の有無	5			
	・あり	5			
	・なし	0			

変更無し

○近年の社会情勢を踏まえ検討した結果、現行の評価指標によって事業の緊急性が適正に評価できると判断し、評価指標及び配点を変更しないもの。

<効率性（配点：変更無し（40点））>

評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考
効 率 性 (40点)	(1)費用便益比[B/C](40点)	・5.0 ≤ B/C	40	
		・4.0 ≤ B/C < 5.0	35	
		・3.0 ≤ B/C ≤ 4.0	30	
		・2.0 ≤ B/C < 3.0	25	
		・1.0 ≤ B/C < 2.0	20	
		・B/C < 1.0	0	

変更無し

○近年の社会情勢を踏まえ検討した結果、現行の評価指標を用いても事業の効率性が適正に評価できると判断し、評価指標及び配点を変更しないもの。

3 評価指標及び配点について

<熟度（配点：変更無し（10点））>

評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考
熟 度 (10点)	(1)地元の要望 (2点)	・あり	2	
		・なし	0	
	(2)地元の協力 (3点)	・あり	2	ありの判定は地権者等の50%以上の協力がある場合とする。
		・なし	0	
	(3)管理体制の有無 (5点)	・あり	5	
		・準備中	3	
・なし		0		



変更無し

○近年の社会情勢を踏まえ検討した結果、現行の評価指標を用いても事業の熟度が適正に評価できると判断し、評価指標及び配点を変更しないもの。

第2 公共事業評価及び大規模事業評価の反映状況

- 公共事業評価及び大規模事業評価については、必要性や効率性、環境保全への配慮等の観点から、事業の実施、継続等の方向性の評価を行い※1、その結果を「政策評価レポート」として11月に取りまとめました。
- 今回、これらの評価を予算編成等を通じて、新規事業地区の採択や既存事業地区の継続等を来年度の事業に反映させました。
- 今後も、公共事業評価等の仕組みに基づくマネジメントサイクルを確実に機能させ、事業の効率化及び重点化を進めるとともに、事業効果の早期発現に向けて事業を推進していきます。

※1 災害復旧事業及び維持管理に係る事業は評価の対象から除く。

※2 表中の予算額については、端数処理の関係上、内訳が合計と一致しない場合がある。

1 公共事業評価結果の反映状況 (対象全297地区)

(1) 事前評価

事前評価を行った36地区は、**全て事業採択**としました。

所管部局	評価実施地区数	評価結果				反映結果	
		A A	A	B	C	事業採択 (R7当初予算額)	不採択
農林水産部	29	3	26	0	0	29 (499百万円)	0
県土整備部	7	1	6	0	0	7 (272百万円)	0
合計	36 (100%)	4 (11.1%)	32 (88.9%)	0 (0%)	0 (0%)	36 (771百万円)	0

(2) 継続評価

継続評価を行った241地区のうち、**241地区は事業継続**、**5地区は関係機関や地元との調整等のため一時休工**としました。

所管部局	評価実施地区数	評価結果				反映結果	
		A A	A	B	C	事業継続 (R7当初予算額)	一時休工
農林水産部	149	45	102	0	2	148 (8,182百万円)	1
県土整備部	97	22	70	3	2	93 (8,108百万円)	4
合計	246 (100%)	67 (27.2%)	172 (69.9%)	3 (1.2%)	4 (1.6%)	241 (16,290百万円)	5

(3) 再評価

再評価を行った15地区は、**全て事業継続**としました。

所管部局	評価実施地区数	評価結果						反映結果	
		事業継続	要検討				中止	事業継続 (R7当初予算額)	事業休止
			事業継続	見直し継続	休止	中止			
農林水産部	10	10	0	0	0	0	0	10 (1,196百万円)	0
県土整備部	5	4	0	1	0	0	0	5 (546百万円)	0
合計	15 (100%)	14 (93.3%)	0 (0%)	1 (6.7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	15 (17,742百万円)	0

令和7年度岩手県公共事業評価専門委員会の開催予定について

1 審議案件

○再評価結果の審議

令和7年度に再評価を予定している事業地区は12地区。(下表参照)

第1回委員会において、再評価対象全地区の概要説明を行い、第2回委員会以降で詳細審議を行う地区を選定します。

番号	課名	事業名	路線名等	箇所名	総事業費 (単位: 百万円)	事業着 手年度	事業完了 予定 年度	再評価の 要件※	令和6年 度末の進 捗率(%)
農林水産部									
1	農村建設課	経営体育成基盤整備事業		小猪岡	3,059	H28	R10	②	62.1%
2	農村建設課	経営体育成基盤整備事業		清田	2,650	H28	R9	②	83.2%
3	農村建設課	農道整備事業		袋主	1,594	H23	R9	③	61.3%
4	森林保全課	林道整備事業	朴館	一戸町	500	H28	R9	②	62.1%
5	森林保全課	林道整備事業	畑福	葛巻町	1,920	H18	R8	③	52.3%

県土整備部

6	道路建設課	地域連携道路整備事業 (ネットワーク形成型)	一般国道340号	和井内～押角	1,800	R2	R8	⑤	38.4%
7	砂防災害課	急傾斜地崩壊対策事業	釜石市	源太沢・源太沢(3)	280	R4	R9	⑤	23.6%
8	河川課	総合流域防災事業 (河川)	一級河川北上川水系 広瀬川	奥州市	4,321	H3	R15	③	27.4%
9	河川課	治水施設整備事業	一級河川北上川水系 砂鉄川・曾慶川	一関市大東町流矢ほか	850	H28	R9	③	19.3%
10	河川課	治水施設整備事業	一級河川馬淵川水系 安比川	八幡平市浅沢	990	H13	R13	③	53.4%
11	河川課	治水施設整備事業	一級河川北上川水系 本郷川	北上市鷹鳥羽	240	H21	R10	③	37.5%
12	河川課	広域河川改修事業	一級河川北上川水系 千厩川(上流)	一関市	3,383	H8	R8	③	70.0%

※1 「総事業費」、「事業完了年度」等は、令和6年11月発行「政策評価レポート2024」時のものです。

※2 再評価の要件

- ① 事業に着手した年度から起算して5年度内に未着工の事業
- ② 事業に着手した年度から起算して10年度内に完了が見込まれない事業(再評価を行う翌年度内に完了が見込まれるものは除く。)
- ③ 再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度又は10年度内に完了する見込みがない事業(再々評価)(再評価を行う翌年度内に完了が見込まれるものは除く。)
- ④ 事業の準備又は実施計画に係る調査に要する費用が予算に計上された年度から起算して5年度内に事業に着手する見込みがない事業(地域高規格道路及びダム事業に限る)
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、事業計画の重要な変更等により、再評価を実施する必要があると判断した事業(随時再評価)
- ⑥ 国の補助に係る事業の評価に関して国から別に指針等が示された場合で、当該指針等に従って評価を実施する必要があると判断した事業(随時再評価)

2 報告案件

○事後評価結果の報告(2件)

事業の種類	事業名	箇所名	主な事業内容	総事業費 (百万円)	着手 年度	完了 年度	事前 評価 年度	再 評価 年度
農業農村整備事業	畑地帯総合整備事業	二戸市	畑かん施設 121.3ha 農道 2,940m	1,541	H21	R2	H20	—
道路事業 (道路環境)	道路環境改善事業 (交通安全施設整備)	大川目	歩道設置 L=840m	289	H26	R3	H22	—

3 年間スケジュール

開催時期	専門委員会	再評価 (審議)	事後評価 (報告)	備考
6月	第1回専門委員会	○		概要説明 詳細審議案件の選定
7月	第2回専門委員会	○		詳細審議
8月	第3回専門委員会（現地調査）	○		継続審議・現地調査
9月	第4回専門委員会	○	○	継続審議・事後評価報告
10月	第5回専門委員会（予備）	○		継続審議・答申案検討
2月	第6回専門委員会			翌年度スケジュール等

※ 審議等の進捗状況に応じて、時期及び審議回数は変更する場合があります。